

広域連合長が保有する行政文書の開示等に関する規則

(平成十九年六月二十八日青森県後期高齢者医療広域連合規則第三十号)

改正 平成二八年四月十二日規則第四号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第九号。以下「条例」という。）の規定による広域連合長が保有する行政文書の開示等及び行政文書の開示の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政文書開示請求書)

第二条 条例第六条第一項に規定する開示請求書は、行政文書開示請求書（第一号様式）による。

(第三者への通知事項)

第三条 条例第十三条第一項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
 - 二 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
 - 三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
 - 四 その他広域連合長が必要と認める事項
- 2 条例第十三条第二項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 開示請求の年月日
 - 二 条例第十三条第二項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
 - 三 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
 - 四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

五 その他広域連合長が必要と認める事項

(電磁的記録の開示の方法)

第四条 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第十四条第一項の実施機関が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付
- 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴
- 2 前項の規定にかかわらず、開示請求に係る次の各号に掲げる電磁的記録について当該各号に定める方法による開示を容易に行うことができる場合においては、当該電磁的記録の開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とすることができる。

一 前項各号に掲げる電磁的記録 複写したものの交付

二 前項第一号に掲げる電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴

3 条例第十四条第一項ただし書の規定は、電磁的記録を用紙に出力したものによる開示について準用する。

4 電磁的記録の開示は、当該電磁的記録を用紙に出力したものの写し若しくは当該電磁的記録を複写したもの又はこれらを複写したものを送付する場合を除き、広域連合長が条例第十一条第三項に規定する決定通知の際に指定する日時及び場所において行う。

(更なる開示の申出等)

第五条 条例第十四条第三項の規定による申出は、更なる開示の申出書(第二号様式)を広域連合長に提出して行わなければならない。

2 広域連合長は、前項の申出があったときは、速やかに、当該申出に応ずるものとし、当該申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 条例第十四条第二項及び前条第四項の規定は、第一項の申出に係る行政文書の開示について準用する。この場合において、条例第十四条第二項中「実施機関が決定通知」とあるのは「更に開示を受ける旨の申出に対する通知」と、前条

第四項中「広域連合長が条例第十一条第三項に規定する決定通知」とあるのは「次条第二項の通知」と読み替えるものとする。

(開示状況の公表)

第六条 条例第二十条の規定による行政文書の開示の状況の公表は、毎年度の六月三十日までに、その前年度における行政文書の開示の状況を告示して行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 開示請求の件数及び開示決定等の状況
- 二 開示決定等及び開示請求に係る不作為についての審査請求の件数並びにこれらについての裁決の状況
- 三 その他必要と認める事項

附 則

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則 (平成二八年規則第四号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の広域連合長が保有する行政文書の開示等に関する規則第六条第二項の規定は、平成二十九年度以降に行う公表(同条第一項の公表をいう。以下同じ。)について適用し、平成二十八年度に行う公表については、なお従前の例による。

第1号様式（第2条関係）

行政文書開示請求書

年 月 日

青森県後期高齢者医療広域連合長 殿

| | | |
|-----|---|--|
| 請求者 | 氏 名 〔法人その他の団体 にあつては、名称 及び代表者の氏名〕 | |
| | 住 所 〔法人その他の団体 にあつては、主た る事務所の所在地〕 | 郵便番号 |
| | 連 絡 先 | (該当するものを○で囲んでください。) 自 宅 勤務先 その他 電話番号 () |

青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

| | |
|---|----------------------------------|
| 開示請求をする 行政文書の名称 〔行政文書の名称又は 知りたいと思う事項 をできるだけ具体的 に記載してください。〕 | |
| 求める開示の 実施の方法 〔希望する番号を○で 囲んでください。〕 | 1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付 3 1及び2 |
| | 〔 写しの 1 希望する 送付を 2 希望しない 〕 |

※職員記載欄

| | |
|-------|--|
| 担 当 課 | |
|-------|--|

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式（第5条関係）

更なる開示の申出書

年 月 日

青森県後期高齢者医療広域連合長 殿

| | | |
|-----|---|--|
| 申出者 | 氏 名 〔法人その他の団体 にあつては、名称 及び代表者の氏名〕 | |
| | 住 所 〔法人その他の団体 にあつては、主た る事務所の所在地〕 | 郵便番号 |
| | 連 絡 先 | (該当するものを○で囲んでください。) 自 宅 勤務先 その他 電話番号 () |

青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第14条第3項の規定により、次のとおり先に開示を受けた行政文書について更に開示を受けたいので申し出ます。

| | | | | |
|--|--|---------------------------|---|---------------------------|
| 開示を受けた行政文書に係る決定通知書の年月日及び番号 | 年 月 日 付 け 第 号 | | | |
| 最初に開示を受けた年月日 | 年 月 日 | | | |
| 更なる開示を申し出る行政文書の名称 | | | | |
| 求める開示の実施の方法 〔希望する番号を○で 囲んでください。〕 | 1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付 3 1及び2 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 写しの 1 希望する 送付を 2 希望しない </td> </tr> </table> | } | → | 写しの 1 希望する 送付を 2 希望しない |
| } | → | 写しの 1 希望する 送付を 2 希望しない | | |

※職員記載欄

| | |
|-------|--|
| 担 当 課 | |
|-------|--|

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。